

誓約書

年 月 日

（宛先）板橋区長

（申請者）

住 所

事業者名（企業名）

代表者名

代筆の場合：代筆者氏名

代筆の理由

※ 代表者名欄は、自署してください。自署できない場合は代筆可としますが、代筆者氏名と代筆の理由を記入してください。

申請者は、下記のいずれにも該当する者でないことを誓約します。

また、裏面の住宅リフォーム事業者倫理憲章及び板橋区住宅リフォーム支援事業制度要綱を遵守し、リフォーム依頼者に発生した損害について、板橋区に何らの迷惑をかけず、申請者自らの費用と責任をもって対処し、リフォーム依頼者に対しその損害を賠償することを誓約します。

- 1 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （2）暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （3）暴力団員が役員となっている事業者
 - （4）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - （5）暴力団員であることを知りながら、その者と契約を締結している者
 - （6）暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - （7）暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - （8）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の（1）から（8）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人又は個人ではありません。

住宅リフォーム事業者倫理憲章

良質な住宅ストックの形成と美しい街並みの整備を通して、21世紀の豊かな住文化の創造と社会の持続的発展の実現のため、住宅リフォーム産業に期待される社会的使命は大きい。住宅リフォーム推進協議会は、以下の「住宅リフォーム事業者倫理憲章」を定め、事業者への定着と事業環境の整備を推進する。

この憲章は、住宅リフォームに関連する事業者が、その社会的使命に応え、それぞれの業態に応じて事業を適切に行う際の共通の行動規範となるものである。

- 1 依頼主の期待に応え、住み心地や資産価値が最大となるように努める。
- 2 依頼主が適切な選択と判断ができるよう、常に正確な情報の提供に努める。
- 3 見積りや契約等について誤解を生じないよう正確で分かりやすい書面により、適正な業務遂行に努める。
- 4 依頼主にとってよき相談者となり、クレーム等に対して誠実な対応に努める。
- 5 関係法令を遵守し、さらに高い品性とモラルの保持に努める。
- 6 住まいの質と向上を目指し、専門知識の修得と技術・技能の研鑽に努める。
- 7 依頼主の理解と協力を得て、健康で安全な生活環境の実現と、資源の有効利用等による地球環境保全への寄与に努める。